

～ (改) 新型コロナ出席停止期間について～

R5年5月8日 百名小 保健室

厚労省HP「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について」より

<位置付け変更前の療養期間と、変更後の外出を控えることが推奨される期間>

	旧(～5/7まで)	新 (令和5年5月8日～)
陽性者 (有症状)	発症後※7日間経過するまで	発症後※5日間経過するまで
	かつ、症状軽快から 24 時間経過するまでの間	
陽性者 (無症状)	5 日目の抗原定性検査キットによる陰性確認検査を行わない場合は 7 日間経過するまで	検査採取日を発症日(0日)として、5 日間経過するまで
濃厚接触者	5 日間の外出自粛	なし

※ 発症日を0日目とします。

<数え方目安表>

最低基準	療養 0日目	療養 1日目 (出停)	療養 2日目 (出停)	療養 3日目 (出停)	療養 4日目 (出停)	療養 5日目 (出停)	療養 6日目	療養 7日目	療養 8日目
例1	症状あり				症状軽快	症状軽快後1日目	登校可		
	出席停止								
例2	症状あり					症状軽快	症状軽快後1日目	登校可	
	出席停止								
例3	症状なし						登校可		
	出席停止								
例4	症状なし	症状出現					症状軽快	症状軽快後1日目	登校可
	出席停止								

※発症から10日間は感染の可能性があるため、マスクの着用など感染対策を行いましょう。

※無症状で陽性となった後に、出席停止期間中に症状が出現したら、症状が出現した日を0日目として発症から5日間、かつ、症状軽快から1日以上経過するまで出席停止となります。